

作成日：2013年12月5日

マレーシア

特許庁の所在地：

Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs
Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)

Unit1-7, Aras Bawah, Menara UOA Bangsar, No. 5,
Jalan Bangsar Utama 1,
59000 Kuala Lumpur

TEL : 603-2299-8400

FAX : 603-2299-8989

E-Mail : ipmalaysia@myipo.gov.my

Website: <http://www.myipo.gov.my>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 特許権の存続期間及び起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点等での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO設立条約 (WIPO条約)
- (4) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
(Nice Agreement)
- (5) 貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)

2. 現地代理人の必要性有無

マレーシア国内に住所又は居所を有しない外国人は、代理人登録簿に登録された特許代理人を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

Malaysian Intellectual Property Association (MIPA)
W-10-17, Menara Melawangi,
Pusat Perdagangan Amcorp,
18 Jalan Persiaran Barat,
46050 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia
E-mail: secretariat@mipa.org.my

4. 出願言語

英語又はマレーシア語です。

5. その他関係団体

JETRO KUALA LUMPUR
9th Floor, Chulan Tower, No.3 Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur,
Malaysia
TEL: 60-3-2171-6100
FAX: 60-3-2171-6077

6. 特許情報へのアクセス

<http://www.myipo.gov.my/home>
<https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>
でアクセスすることが可能です。

特許制度

1. 現行法令について

2006年8月16日施行の改正特許法、2011年2月15日施行の2011年の特許改正規則 (Malaysian Patents (Amendment) Regulations 2011) が適用されています。

〈改正の主な内容〉

- (1) 特許庁料金の値上げ
約40%から60%、料金が値上げされました。
- (2) 出願に関する方式書類に関する料金の適用
「出願から登録までの手続きの流れ」の項を、参照下さい。
- (3) 審査請求期限の変更
「出願から登録までの手続きの流れ」の項を、参照下さい。
- (4) 優先審査制度の導入
「出願から登録までの手続きの流れ」の項を、参照下さい。
- (5) 審査報告書に対する応答期限の短縮
「出願から登録までの手続きの流れ」の項を、参照下さい。
等です。

2. 特許出願時の必要書類

- (1) 願書 (Request)
出願人及び発明者の名称・氏名・住所、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。
現地代理人が作成し、署名して提出します。
- (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)
- (3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)
- (4) 委任状 (Appointment of Patent Agent)
出願人が署名します。認証は不要です。
出願日から6ヶ月以内に提出することができます。
- (5) 発明者から特許を受ける権利の承継の情報
(How the applicant derives right to the patent from the inventor)
職務発明による承継か否か (by way of employment)、
譲渡によるものか否か (by way of assignment)、又は
その他の契約か否か (by way of other agreement) の説明
- (6) 譲渡証 (Assignment)
発明者から出願人への譲渡証は不要です。
- (7) 優先権証明書 (Priority Document)

提出不要です。

3. 料金表（単位：マレーシア・リングギット(MYR)です）

(1) 出願料金：	2 6 0
・クレーム追加料金（11以上1クレーム当たり）	2 0
(2) 審査請求料金：	
①通常審査請求(Request for normal examination)	9 5 0
②修正審査請求(Request for modified examination)	6 0 0
(3) 早期審査申請 (Request for approval of expedited examination)	2 0 0
(4) 早期審査手数料 (Paying fee for expedited examination)	2, 0 0 0
(5) 期間延長料金：	
1ヶ月当たり	7 0
(6) 年 金：	
①2年度	2 6 0
②3年度	3 3 0
③4年度	3 9 0
④5年度	4 6 0
⑤6年度	5 2 0
⑥7年度	6 0 0
⑦8年度	6 5 0
⑧9年度	7 2 0
⑨10年度	7 8 0
⑩11年度	8 5 0
⑪12年度	9 0 0
⑫13年度	1, 0 5 0
⑬14年度	1, 2 0 0
⑭15年度	1, 3 0 0
⑮16年度	1, 6 0 0
⑯17年度	1, 8 5 0
⑰18年度	2, 1 0 0
⑱19年度	2, 4 0 0
⑲20年度	2, 6 0 0

4. 料金減免制度について

料金減免制度はありません

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 出願書類が提出されますと、方式的要件、新規性等の実体的要件、発明の単一性について審査されます。

(2) 方式審査に関して

先ず、出願書類が審査され、方式的要件を満たしていないと判断された場合には、指定期間内に補正を求められます。

なお、この度の改正法により、委任状 (Appointment of Patent Agent)、又現地代理人が署名可能な、特許を受ける出願人の権利及び発明者から特許を受ける権利の承継を説明する書面 (Statement) についても料金支払いの対象となりました。

(3) 不特許事由に関して

以下の内容は発明とみなされず、特許を受けることができません。

- ① 発見、科学理論や数学的方法の場合
- ② 計画やゲーム等の取決め、精神的活動を行うための方法の場合
- ③ コンピュータプログラム自体の場合
- ④ 人体又は動物体の治療方法の場合
- ⑤ 公序良俗に反する場合

等が該当します。

(4) 新規性に関して

① 出願日 (又は優先日) 前に、発明が世界のいずれかの場所においても開示されていないことが必要です (絶対的新規性の採用です)。

② 以下の場合には、新規性喪失の例外が認められます。

(a) 出願日前1年以内における、特許を受ける権利を有する者に起因して、発明が開示された場合

(b) 出願日前1年以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が開示された場合、です。

(5) 出願公開に関して

出願は、出願日 (又は優先日) から18ヶ月経過後に公開されます。

(6) 実体審査に関して

方式的要件を満たした出願は、実体審査が行われますが、マレーシアでは審査請求制度を採用しておりますので、所定の期間内に当該請求をする必要があります。

この審査請求には2通りの方法が設けられております。

①「通常実体審査請求制度」(Normal Substantive Examination)

この審査請求は、審査請求後マレーシア特許庁が、新規性等の実体的要件について審査を行い、特許付与の決定を行う制度です。

②「修正実体審査請求制度」(Modified Substantive Examination)

この審査請求は、対応出願国中で所定官庁(オーストラリア国/欧州特許出願/日本国/韓国/英国/米国)で特許になった場合に、特許になった明細書等の内容を、マレーシア出願の明細書等の内容に一致させることを目的として、請求する審査制度をいいます。

従いまして、この審査を請求する場合には、後日所定期間内に上記いずれかの出願国における特許証等の提出が必要となります。

なお、日本出願に基づいてこの審査制度を利用する場合には、特許公報を提出しますが、従来は英語による認証された翻訳文を提出する必要がありました。

しかし、その後、認証を行うことなく特許公報の翻訳文に翻訳者及び出願人による宣言書を添付することで、手続きが可能となりました。

なお、提出する日本語の特許公報には、日本国特許庁による認証が必要となります。

③ 従来は、パリルート出願による通常実体審査請求及び修正実体審査請求の請求期間は、出願日から2年以内でしたが、出願日から18ヶ月に変更されました。

但し、この18ヶ月の期間は、出願日から5年間延長することができます。

④ PCT出願国内移行出願による通常実体審査請求及び修正実体審査請求の請求期間は、国際出願日から4年以内に請求をしなければなりません。

但し、この期間も猶予期間として1年間延長することができ、最長期間が出願日から5年となりました。

⑤ 通常実体審査請求において、審査官は対応外国出願国(オーストラリア国/欧州特許出願/日本国/韓国/英国/米国)の出願情報(出願国、出願番号及び出願日)の提出を出願人に要求することができると、されております。

また、審査官は対応出願国の調査・審査報告書の提出を要請する場合もあり、提出時に米国や欧州特許出願の報告書を提出できる場合には、これらの国の報告書を提出し、又米国や欧州特許出願以外の対応出願国の審査状況(Status)も併せて提出すべきと、されています。

なお、対応出願国中で特許になっている国がある場合には、当該国における特許証の写しの提出で十分とのこととです。

対応出願国で日本出願が特許になっている場合には、審査官によってはその特許公報等の写し及びその翻訳文を要求する場合もあるとのこととです。

- ⑥ 修正実体審査請求においては、対応出願国のいずれかの国の認証された特許証の提出、及び当該出願国の明細書等の内容とマレーシア出願の明細書等の内容を合致させるため補正書の提出が必要となります。

(7) 早期審査 (Expedited Normal Examination)

- ① 今回の改正により、早期審査制度が導入されました。
- ② 出願人は、先ず早期審査を請求し、及び必要な手数料の納付と共に早期審査の理由書を提出する必要があります。
- ③ 早期審査が許可された場合、出願人は実質的な料金を納付するよう要請されます。
- ④ 早期審査のための理由は、限定されており、I) 国又は公の利益があること、II) 侵害に関する手続きが係属中であること (ongoing infringement)、III) 出願人が発明を既に商品化していること又は2年以内にその予定があること (the applicant has already commercialized the invention or plans to do so within 2 years)、及び IV) 発明が環境の質又はエネルギー資源の保護を高めるような環境保全技術 (Green Technology) に関連するものであると、されております。
- ⑤ 早期審査が請求された場合、出願人は審査報告書に対して3週間以内に応答しなければならないと、及び応答期間の延長は認められないとのこととです。

(8) 審査報告書 (Examination Report) に対する応答

- ① 審査報告書に対する応答期限は、3ヶ月から2ヶ月に短縮されました。
- ② 応答期間の延長に関しては、登録官の裁量事項とされ、認められるか否かは厳しいとのこととです。

(9) 特許証発行料金 (Certificate Fee)

特許後に特許証を得るための手数料納付は、廃止されました。

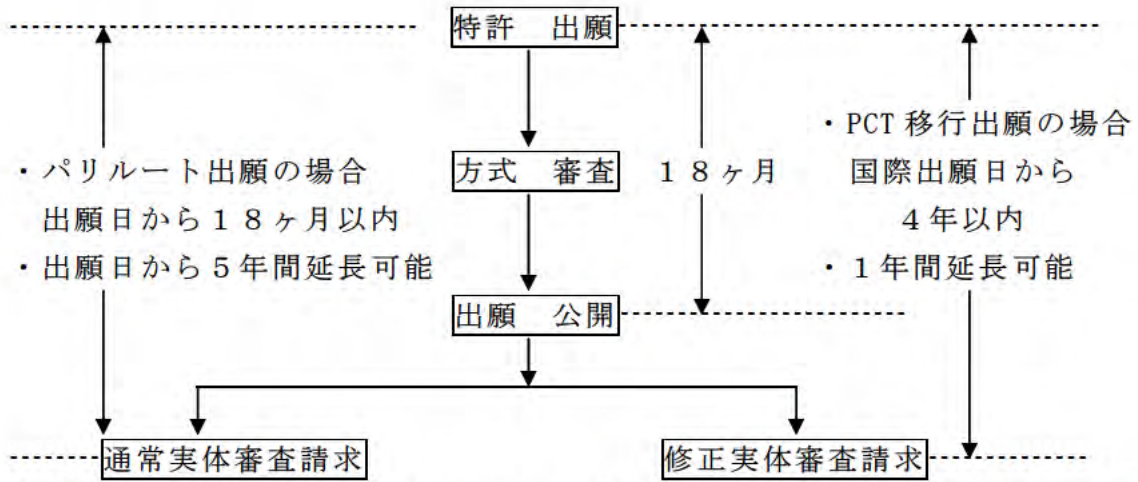
但し、改正前に係属していた出願に対しては、手数料納付が必要とされ

ております。

(10) 不服申立

登録官の決定に対して、高等法院に不服申立をすることができます。

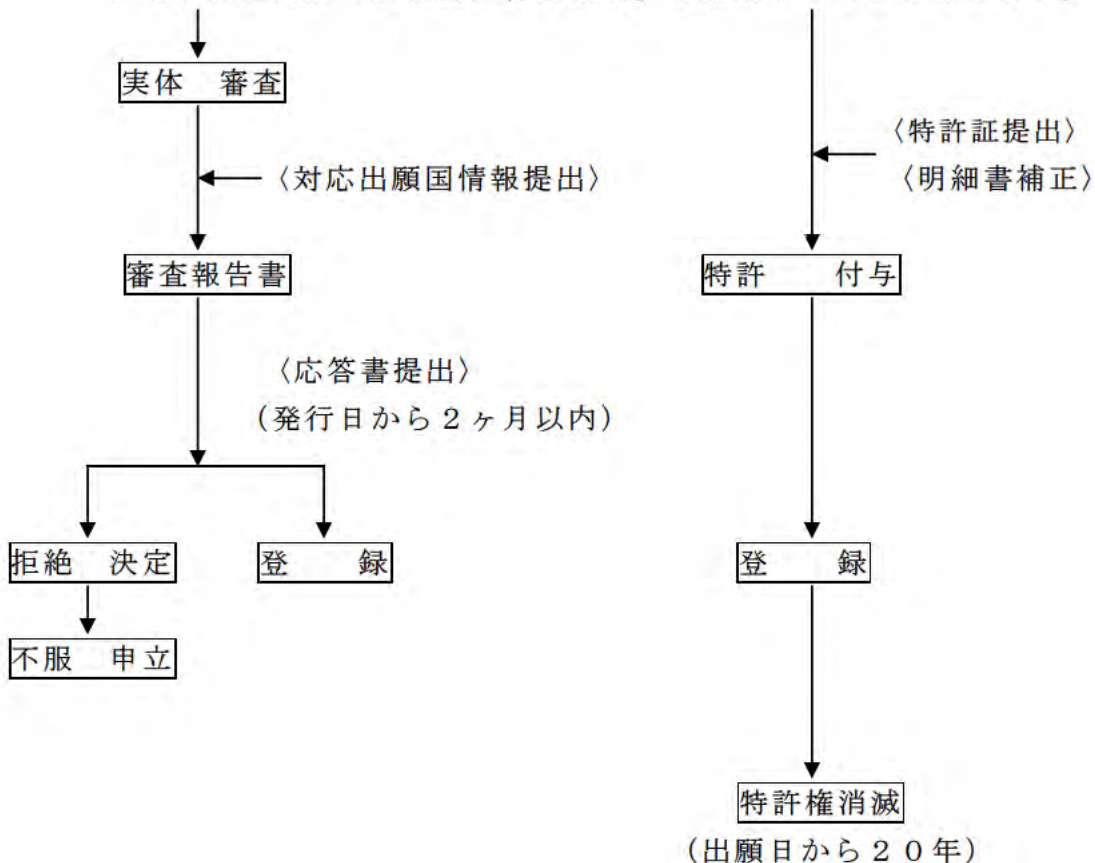
出願から登録までのフローチャート



(Normal Substantive Examination) (Modified Substantive Examination)
 〈繰延請求可能〉 〈繰延請求可能〉

なお、この度の改正でPCT国内移行出願の審査請求期間は最長国際
 国際出願日から5年となりました。

なお、5年以内に「修正実体審査請求」をした場合において、対応国の
 特許証を提出できない場合には、出願日から5年経過後であっても、更
 に3ヶ月以内に「通常実体審査請求」を請求することができます。



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。
特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 年金は、登録後、最初に登録日から第2年度満了前に納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
 - ① 国際出願の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ② 19条補正がされた場合：補正後の翻訳文
 - ③ 34条補正がされた場合：補正後の翻訳文
- (3) 委任状 (Appointment of Patent Agent)
- (4) 発明者から特許を受ける権利の承継
(How the applicant derives right to the patent from the inventor)

11. 留意事項

- (1) 上述しましたように、マレーシアでは、審査請求に関して I)通常実体審査請求 (Normal Substantive Examination) 及び II)修正実体審査請求 (Modified Substantive Examination) の2種類採用されております。
今回の法改正により、請求期限及延長する場合の繰延を請求する時期が従来の法律を変更されましたので、十分留意して下さい。
なお、修正実体審査請求は、簡易実体審査請求とも呼ばれております。
- (2) 通常実体審査請求は、マレーシア特許庁が独自に実体審査請求を行う手続ですが、出願人に対して対応出願国の情報を求め、その情報に基づいて特許付与の判断をすると、理解されております。
この点に関しまして、対応出願国に米国や欧州出願が含まれる場合には、権利の安定性及び審査請求料金等の観点から、これらいずれかの国の明細書等の内容と一致させて、マレーシア出願に特許を付与する「修正実体審査請求」をすることが好ましいのではと思われれます。
- (3) 上述しましたように、「修正実体審査請求」の場合には、マレーシア出願日から5年以内に対応出願国における認証された特許証を提出する必要があります。
従いまして、出願人としては常時対応出願国の審査状況をウォッチしつつ、特許になる段階になった場合には認証された特許証を早急に送付してもらうよう、米国やEPC出願等の現地代理人に注意喚起をしておく

ことを勧めます。

- (4) 審査官からの審査報告書に対する応答に関して、応答期限が従来からの3ヶ月から2ヶ月以内に短縮され、且つ期間延長の許可は審査官の裁量で困難であるとの現地代理人からの情報です。

従いまして、審査報告書が発行された場合には、十分時間に留意して応答するよう留意して下さい。

実用新案制度

1. 現行法令について

特許制度の場合と同様です。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許の場合と同様です。

(1) 願書 (Request)

出願人及び発明者の名称・氏名・住所、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Appointment of Patent Agent)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

(5) 発明者から特許を受ける権利の承継の情報

(How the applicant derives right to the patent from the inventor)

職務発明による承継か否か (by way of employment)、

譲渡によるものか否か (by way of assignment)、又は

その他の契約か否か (by way of other agreement) の説明

(6) 譲渡証 (Assignment)

発明者から出願人への譲渡証は不要です。

(7) 優先権証明書 (Priority Document)

提出不要です。

3. 料金表 (単位: マレーシア・リンギット (MYR) です)

(1) 出願料金	1 3 0
(2) 審査請求料金:	
①通常審査請求 (Request for normal examination)	9 5 0
②修正審査請求 (Request for modified examination)	6 0 0
(3) 早期審査申請	
(Request for approval of expedited examination)	2 0 0
(4) 早期審査手数料	
(Paying fee for expedited examination)	2, 0 0 0
(5) 存続期間更新料金	1 3 0
(6) 年 金	

① 3 年度	1 6 0
② 4 年度	2 1 0
③ 5 年度	2 1 0
④ 6 年度	2 6 0
⑤ 7 年度	2 6 0
⑥ 8 年度	3 2 0
⑦ 9 年度	3 2 0
⑧ 1 0 年度	3 7 0
⑨ 1 1 年度	5 2 0
⑩ 1 2 年度	7 8 0
⑪ 1 3 年度	9 1 0
⑫ 1 4 年度	1, 0 5 0
⑬ 1 5 年度	1, 3 0 0
⑭ 1 6 年度	1, 4 5 0
⑮ 1 7 年度	1, 6 0 0
⑯ 1 8 年度	1, 7 0 0
⑰ 1 9 年度	1, 8 5 0
⑱ 2 0 年度	1, 9 5 0

4. 料金減免制度について

減免制度は存在しません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

登録までの手続は特許の場合と同様です。

- (1) 「実用新案」とは、新規な製品若しくは方法、既知の製品若しくは方法の新規な改良を創出する技術であって、産業上利用可能なものであり、発明を含むと、定義されています。
- (2) 「実用新案」は、産業上の利用性及び新規性の要件のみ審査され、進歩

性については審査されません。

9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は、出願日から10年です。登録日より発生します。
存続期間は、5年間に付き、2回延長の申請をすることができます。
- (2) 年金は、登録後3年度から開始します。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

第三者対抗要件の規定はありません。

11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

特許の場合と同様です。

12. 留意事項

特許の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

2013年7月1日施行の2013年の工業デザイン法(Industrial Design (Amendment) Act)が適用されております。

〈主な改正の内容〉

- (1) 新規性に関する世界主義の採用
- (2) 存続期間が出願日から最長25年まで延長可能等です。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要です。

- (1) 願書 (Request)
出願人及び創作者の名称/氏名及び住所、物品名、及び優先権主張の情報等を記載します。
代理人が署名して提出することができます。
- (2) 意匠の写真又は図面 (Photographs & Drawings)
- (3) 委任状 (Appointment of Agent)
出願人が署名します。
認証は不要です。
- (4) 創作者からの意匠を受ける権利の承継の情報
(How the applicant derives right to the design from the designer)
職務意匠による承継か (by way of employment)、
譲渡による承継か (by way of assignment)、又は
その他の契約による承継か (by way of other agreement) を、説明
します。
- (5) 新規性の説明 (Statement of Novelty)
意匠が適用される物品の図面に関連する説明で、新規性が主張されて
いる部分の特徴を示すものです。
- (6) ロカルノ意匠国際分類
(International Design Classification (Locarno))
- (7) 優先権証明書 (Priority Document)
要求された場合のみ提出が必要です。

3. 料金表 (単位: マレーシア・リングギット (MYR) です)

- (1) 出願料金:
 - ① 1意匠の場合 480

②同一クラスにおける各追加意匠	480
(2) 存続期間の更新料金：	
① 2回目の5年間	
・ 1意匠の場合	780
・ 複数意匠の場合／1意匠当たり	780
② 3回目の5年間	
・ 1意匠の場合	780
・ 複数意匠の場合／1意匠当たり	780
③ 4回目の5年間	
・ 1意匠の場合	780
・ 複数意匠の場合／1意匠当たり	780
④ 5回目の5年間	
・ 1意匠の場合	780
・ 複数意匠の場合／1意匠当たり	780

4. 料金減免制度について

料金減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

方式的要件の審査のみで、実体的審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は、採用されておりません。

登録後、官報に公告されます。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 出願日認定の審査

① 出願があると、最初に出願日認定に必要な要件を満たしているか否かについて審査されます。

② 上記要件を満たしていない場合は、出願人はその旨の通知日から指定期間内に補正をしなければなりません。

補正しない場合、出願は無効となります。

③ 必要な補正がされた場合、補正された日が出願日として認定されます。

(2) 方式要件の審査

- ① 出願日が認定された出願は、次に方式的要件の審査の対象とされます。
 - ② 方式的要件を満たしていない場合、指定期間内に意見書の提出や補正書の提出が求められます。
 - ③ 出願人が上記指定期間内に方式的要件を解消しなかった場合、出願は拒絶されます。
 - ④ なお、審査官は出願人の主張についてヒアリングの機会を与えずに、出願を拒絶しないとされており、
 - ⑤ また、出願が出願日から12ヶ月以内に、出願人の不履行又は不作為によって登録が完了しない場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。
- なお、審査官の決定に対しては、不服申立をすることができます。

(3) 登録に関して

- ① 全ての方式的要件を満たした場合、意匠登録原簿に登録され、登録証が発行されます。
- ② 登録後、所定の内容が官報に公告されます。

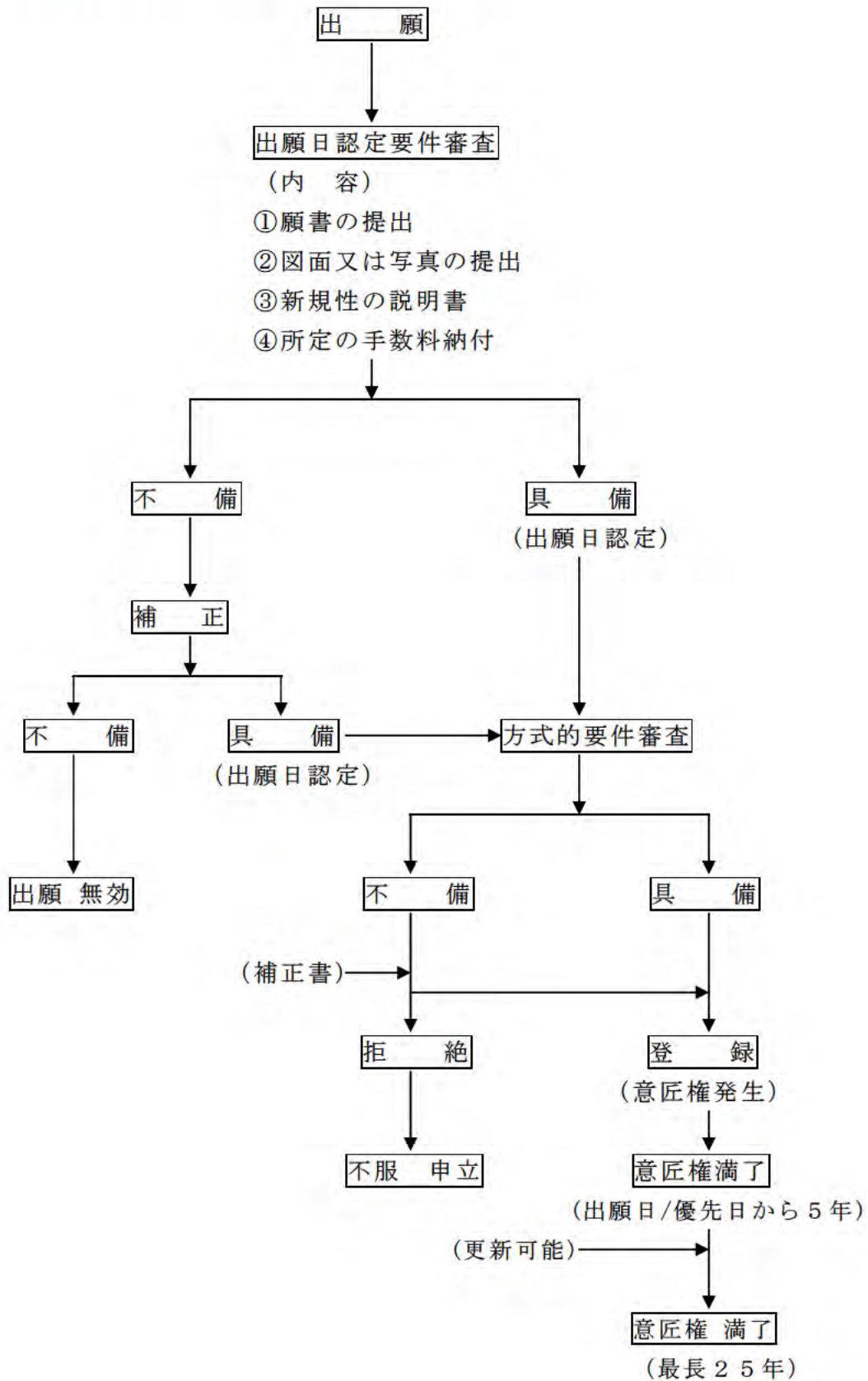
(4) 新規性に関して

- ① 従前は、出願日（又は優先日）前に開示されたマレーシア国内の意匠に限定されていました。
この度の法改正（2013年7月1日施行）により、国内公知から世界公知へと改正されました。
- ② 新規性喪失の例外規定
次の場合は、新規性を喪失しません。
 - (a) 出願日前6ヶ月以内における、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因することにより公知になった場合
 - (b) 出願日前6ヶ月以内における、意匠登録を受ける権利を有する者による博覧会への出展により公知になった場合

(5) 不登録事由に関して

- 次の意匠は、登録を受けることができません。
- ① 新規性の要件を満たしていない意匠
 - ② 公の秩序若しくは道徳に反する意匠

出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は、出願日又は優先日から5年間です。登録日より発生します。
- (2) この度の法改正により、この期間は4回（各5年間）更新することができるようになりました。
従って、最長存続期間は、出願日又は優先日から25年間となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度が採用されておられません。

11. 留意事項

- (1) 意匠登録出願の際：

意匠登録出願は、1つの意匠又は複数の意匠について行うことができます。但し、複数意匠の保護を求める場合には、それぞれの意匠がロカルノ協定に基づく国際分類の同一クラスに属することが条件とされていることに留意して下さい。

また、複数意匠の場合には、それぞれの意匠について手数料の納付が必要となります。

- (2) 法改正に関する留意点について：

- ① この度の法改正により、新規性の内容が国内公知から世界公知に変更されました。

但し、この規定は、2013年7月1日以降の出願に対して適用され、その日以前の出願に対しては、従来の国内公知の規定が適用されますので、留意して下さい。

- ② 存続期間が、出願日又は優先日から最長25間となりました。

従来は、出願日又は優先日から5年間で、最長15年間（5年間に付き2回更新可能）でした。

この規定は、2013年7月1日以降の出願、及び2013年7月1日の時点において係属中又は有効な全ての意匠について適用されます。

なお、存続期間の更新登録料の納付時期は次の通りです。

- (a) 1回目、出願日又は優先日から6年目前
- (b) 2回目、出願日又は優先日から11年目前
- (c) 3回目、出願日又は優先日から16年目前
- (d) 4回目、出願日又は優先日から21年目前

商標制度

1. 現行法令について

2003年3月3日施行の2002年改正商標法、その後2011年2月15日に施行された、改正商標法規則が適用されております。

〈改正法の主な内容〉

- (1) 優先審査制度の導入
 - (2) 電子出願制度の導入
- 等です。

2. 商標出願時の必要書類

一出願一区分制が採用されております。

なお、2012年12月1日よりニース国際分類（第10版）が採用されております。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、優先権主張の情報等を記載します。

(2) 商標を使用する商品またはサービスのリスト

(3) 商標見本 (Mark)

(4) 宣誓書 (Statutory Declaration)

この書類は、出願人が商標を善意で所有しており、商標権者として登録される資格を有する旨を、宣誓する書面です。

公証認証 (Notarization) が必要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

提出要求があった場合に提出が必要です。

(6) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

認証は不要です。

3. 料金表 (単位: マレーシア・リングギット (MYR) です)

(1) 出願料金	330
(2) 早期審査料金:	
① 早期審査申請料金	200
② 早期審査	1,060
(3) 期間延長料金	70
(4) 更新料金	520
(5) 異議通知	600

4. 料金減免制度について

料金減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

登録性及び既登録との抵触について、実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

登録前の出願公開制度は採用されておられません。

実体審査終了後、異議申立のために出願内容は公告されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

出願は全件審査されます。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されると、方式的要件、登録性及び既登録との抵触について審査されます。

- (1) 審査官は、登録要件を具備していると判断した場合には出願を容認し、又は条件、補正若しくは制限付きで容認し、又は具備していない場合には出願を拒絶します。
- (2) 審査官が出願を容認しないと判断した場合、拒絶理由を通知し、出願人は通常2ヶ月以内（延長可能）に応答することができます。
- (3) 審査官の拒絶理由通知に対して、応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。
- (4) 審査官の拒絶理由通知に対して、応答したが依然として拒絶理由を解消できなかった場合、拒絶査定となり出願人は当該査定に対して所定期間内にヒヤリングを請求しなければならず、請求しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。
- (5) ヒヤリング請求後、審査官は拒絶又は容認を決定し、この場合出願人は決定等の書面を要求することができ、書面の送付日が不服申立に関する審査官の決定日とみなされます。
- (6) 審査官のこの決定に対する不服申立は、高等裁判所に対して提起することができます。
- (7) 不登録事由に関して：
以下の商標は登録を受けることができません。
 - ① 使用によって公衆に対する欺瞞又は混同の恐れがある標章の場合
 - ② 使用が法律に違反する標章の場合

- ③ 他人の登録商標と同一又は類似する商標であって、その指定商品又は役務と同一又は類似する商品又は役務である場合
 - ④ 国家元首の表示若しくは言及又は欺瞞的な模造の場合
 - ⑤ 連邦政府、加盟国政府又は他の政府が所有する建造物の表示又は欺瞞的な模造の場合
 - ⑥ ASEANの言葉及びASEANロゴタイプの表示又は欺瞞的な模造の場合
- 等です。

(8) 登録可能な商標に関して：

- ① 特別な又は特定の態様で表示された、個人、会社等の名称の場合
 - ② 造語の場合
 - ③ 商品の特性や品質のみからなる標章でない場合
 - ④ 識別力のある標章の場合
- 等です。

(9) 出願公告に関して：

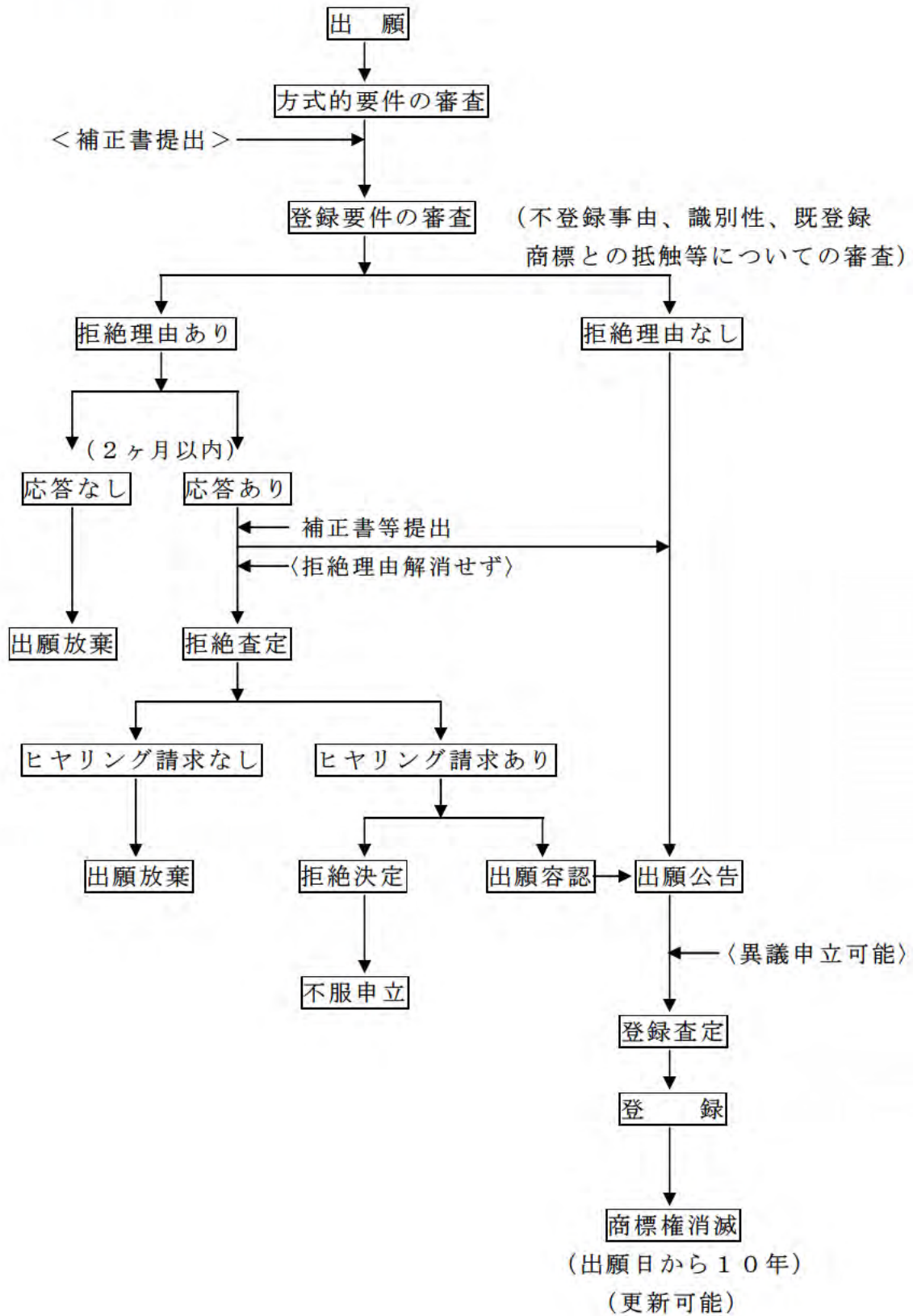
出願が容認された場合、異議申立のために出願内容は2ヶ月間公告されます。

なお、「同意書制度」に基づいて登録が認められた場合には、その旨が公告公報に「By consent」と記載されます。

(10) 登録に関して：

異議申立がなく、又は異議申立に理由がないとの決定がされた場合、出願人に所定の料金を納付する旨の通知が送付され、指定期間内に料金が納付された場合、商標は登録され、登録証が発行されます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年間です。登録日より発生します。
- (2) 存続期間は10年ずつ更新することができます。
存続期間を更新は、存続期間の満了前3ヶ月以内に行うことが望ましくとされています。

10. 出願時点等での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はなく、使用する意思があれば十分です。
- (2) 登録後に継続して3年以上、登録商標が使用されていない場合は、取消の対象となります。

11. 保護対象

- (1) 「商標」とは、図形、銘柄、ラベル、見出し語、正札、名前、署名、単語、文字、数字又はこれらの組合せであって（標章）、業として商品又はサービスを譲渡等又提供する者がその商品又はサービスについて使用するものと、定義されております。
- (2) 以下の商標が保護対象とされております。
①立体商標、②連合商標、③防護標章、④証明商標、⑤団体商標等。
なお、音響、匂い、味、動く商標は登録できません。

12. 留意事項

- (1) 登録商標の使用：
上述しましたように、登録後継続して3年間登録商標の使用をしていない場合には、登録が取消されるとされる可能性があります。
- (2) 同意書制度（Consent）
他人の登録商標と同一又は類似関係にある商標登録出願は拒絶されます。
同意書制度とは、このような場合にその他人の商標権者から出願に係る商標を登録することに同意する旨を記載した書面を入手して特許庁に提出することにより、審査官は拒絶理由を撤回するという制度です。
- (3) マドリッド協定議定書に基づく国際登録（マドプロ出願）
マレーシアは、マドリッド協定議定書に加盟しておりませんので国際登録による保護を求めることはできません。直接マレーシアへ出願する必要があります。
- (4) 譲渡、使用許諾
① 商標出願、商標権は事業の移転とは関係なく譲渡することが可能です。

- ② 商標権について使用許諾をすることができます。
但し、使用許諾を第三者に対抗するためには、特許庁に登録する必要があります。